

横浜市公会堂条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

横浜市開港記念会館に指定管理者制度及び利用料金制を導入するため、横浜市公会堂条例（昭和 28 年 3 月横浜市条例第 1 号）の一部を改正したことに伴い、横浜市公会堂条例施行規則（昭和 28 年 3 月横浜市規則第 7 号）の一部を改正しました。

2 改正の概要

- (1) 全ての公会堂が指定管理者による管理となるため、公会堂の利用許可の主体を市長から指定管理者に改め、公会堂に職員を置くこととする規定及び関連規定を削りました。
- (2) 全ての公会堂に利用料金制が導入されることになるため、使用料に係る規定を削りました。
- (3) 第 3 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条、第 15 条から第 19 条までを削ることに伴う条ずれへの対応その他所要の改正を行いました。

3 意見公募手続

条例改正に伴い必要とされる規定の整理のため、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号アにより、意見公募手続は実施しませんでした。

4 公布日

令和 6 年 2 月 15 日

5 施行日

令和 6 年 4 月 1 日